東大阪市公民連携ガイドライン

HIGASHIOSAKA

令和４年６月改訂版

東大阪市　公民連携協働室

目次

１．はじめに ..... - 1 -

２．目指す公民連携 ..... - 2 -

３．公民連携の手法 ..... - 3 -

４．公民連携の進め方 ..... - 4 -

５．大阪府公民戦略連携デスクとの連携 ..... - 7 -

１．はじめに

少子高齢、人口減少の急速な進行や、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式への対応など、今や行政だけでは複雑多様化する社会課題や市民のライフスタイルへの対応が困難な時代になりつつあり、企業や大学など多様な主体との連携によって行政や地域が抱える課題解決に取り組むことが必要不可欠になっています。

一方、企業を取り巻く環境も変化してきており、市場が成熟する中、従来の社会貢献活動である CSR(Corporate Social Responsibility)だけでなく、本業で社会的課題を解決することで事業機会を生み出し経済的利益につなげていく CSV（Creating Shared Value）に取り組む企業が近年増加しています。

また、東大阪市第３次総合計画において、各分野、施策に SDGs の目指す 17 のゴールを関連付け、総合計画、地方創生、SDGs（Sustainable Development Goals）を一体的に推進している中、企業においても持続可能な世界の実現に向けて SDGs への取組みが加速しています。

このような状況を踏まえ、東大阪では、行政が抱える課題解決、住民サービスの向上、地域の活性化を目的に CSR や CSV、SDGs に取り組む民間事業者等のノウハウ、アイデアを積極的に活用するため、企業や大学からの連携に関する提案、相談を一元的に受け付ける窓口「東大阪市公民連携デスク」を公民連携協働室内に設置しました。

このガイドラインでは、公民連携デスクの役割や取組姿勢をはじめ、東大阪市が公民連携を進めていくにあたっての基本的な考え方をまとめています。

東大阪市は、このガイドラインに基づき、企業・大学との連携のもと、更なる市政の発展や市民サービスの向上を目指して、積極的に公民連携を進めてまいります。

2．目指す公民連携

■ 東大阪が目指す公民連携

本市では、CSR や CSV、SDGs に取り組む企業に着目し、「公」と「民」がお互いの強みを提供し合い、Win-Win となる関係を築きながら、市民にとってもメリットのある「三方良し」の公民連携を目指します。

・ 本ガイドラインで対象となる公民連携

企業・大学と行政との協働を指す「公民連携」の定義は一様ではなく、様々な取組みに対して、「公民連携」という言葉が用いられます。公民連携デスクでは、「公民連携」を下記のように大別し、そのうちの「協働・連携型」を活動範囲とします。

なお、「協働・連携型」の公民連携では、原則として市の財政負担が伴わない連携を推進することとし、本市からは財政面以外の行政が持つ強みを企業・大学に提供します。

分類	手法
サービス提供型	指定管理者制度、PFI、民間委託など
公有財産活用型	ネーミングライツ、広告掲載事業など
連携・協働型	連携協定など

３．公民連携の手法

■　包括連携協定

３分野以上にまたがる幅広い政策分野の連携を継続的に進めることを目的とした協定。

別途、「東大阪市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱」において、包括連携協定の締結に関する必要な事項を定めています。

■　事業連携協定

３分野に満たない個別の政策分野の連携を継続的に進めることを目的とした協定。

・連携分野について

東大阪市第３次総合計画の基本構想で示す「人権・共生・協働」、「子ども・子育て」、「教育」、「スポーツ・文化・産業」、「健康・福祉」、「都市・環境」、「防災・治安」の７分野を基準としています。

■　その他の連携

上記の協定に該当しない協働で取り組むための連携協定や連携事業。

・パートナーシップ協定など

4．公民連携の進め方

■　企業・大学からの自発的な連携提案　～自由提案型～

公民連携デスクは、部局横断型のワンストップ窓口として、企業・大学からの自発的な連携に関するご提案、ご相談をお聞きし、庁内事業部局との調整を行い、事業部局と共に連携事業の実現にむけてスピード感を持って取り組みを推進します。

■　市が抱える課題を提起し企業・大学から提案募集　～提案募集型～

庁内事業部局が抱える課題を発信し、連携事業の提案やアイデア等を企業・大学から広く募集します。提案頂いた内容は、公民連携デスクから庁内事業部局にフィードバックします。

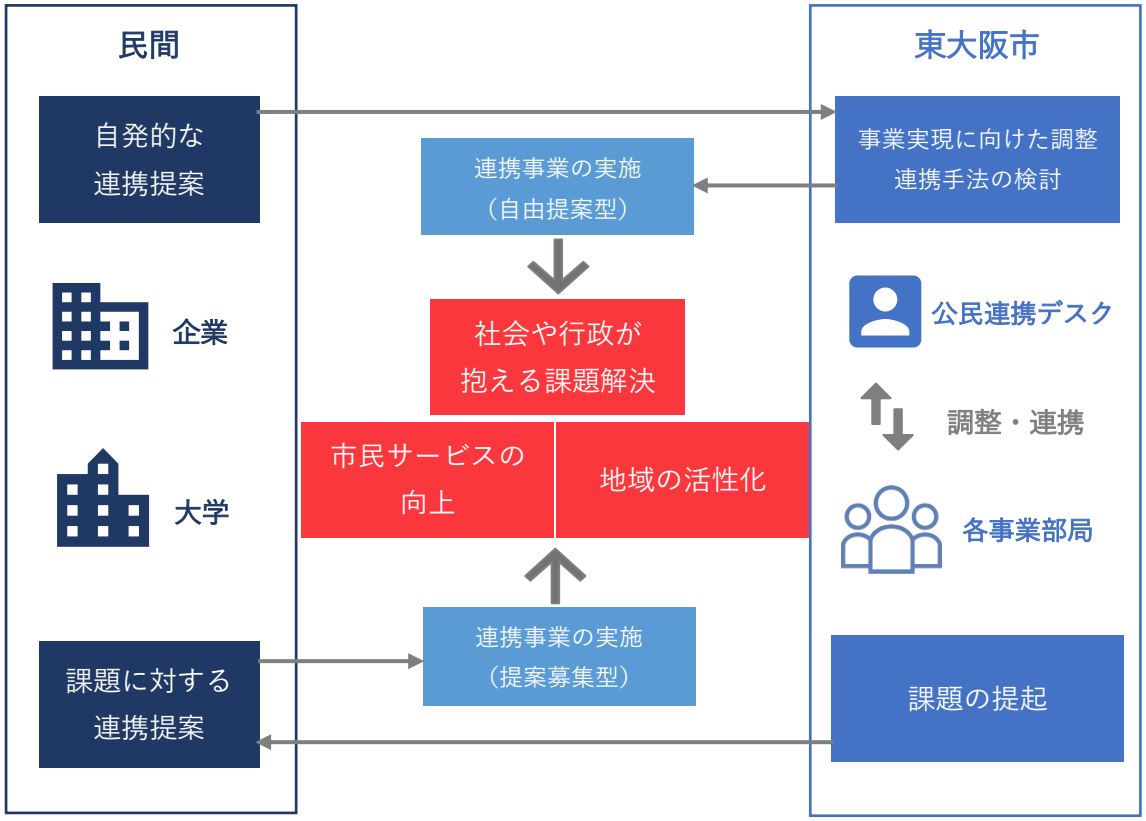

＜自由提案型＞

企業・大学が東大阪市との連携を希望する事業やアイデア等を自由な発想で提案できます。

＜提案募集型＞

東大阪市が抱える課題に対する提案やアイデア等を企業や大学から募集します。（公民連携プラットフォームで募集テーマを公開）

企業・大学より公民連携デスクへ連携に関する提案、相談

東大阪市が抱える課題等に関する提案を広く募集

公民連携デスクにて、提案内容に関連する業務を所管する庁内事業部局と情報共有

企業・大学からの提案を公民連携デスクにて受付し、課題を所管する庁内事業部局と共有

企業・大学、庁内事業部局、公民連携デスクによる対話を通じて、連携事業の実現に向けた調整や連携手法を検討

※対話の結果、連携事業の実現が難しい場合には、速やかに理由を提示

連携協定を締結（協定を伴わない連携の場合もあり）

具体的な連携事業を実施

連携事業の内容や成果等について広く情報発信

■　公民連携プラットフォーム

東大阪市の抱える課題や企業・大学との連携を希望するテーマを市ウェブサイトに掲載し、連携の提案やアイデアを広く募集します。

市ウェブサイトのリンク：https://www.city.higashiosaka.lg.jp/koumin/0000037814.html

■　公民連携デスクの取組姿勢

迅速な対応	企業・大学との公民連携のワンストップ窓口として、迅速かつ柔軟に対応します。
対等な関係	企業・大学との対話による相互理解を重視し、対等なパートナーとして信頼関係を築きます。
公平性を確保	全ての企業・大学が提案できるように常に開かれた窓口とします。
アイデアを保護	実施する連携事業は公開を基本としますが、連携事業に向けた独自のアイデアについては保護します。
強みを提供	行政の強みを提供し、原則として市の財政負担が伴わない連携事業を対話によって導き出します。

５．大阪府公民戦略連携デスクとの連携

企業や大学をはじめとした幅広いネットワーク構築を進め、公民連携のノウハウを蓄積している大阪府公民戦略連携デスクと連携することで、本市の公民連携を効果的に進めます。

また、大阪府が設立した大阪府・市町村公民連携推進協議会に参画し、大阪府及び府内市町村と連携・協働を図り、より一層、公民連携を推進します。

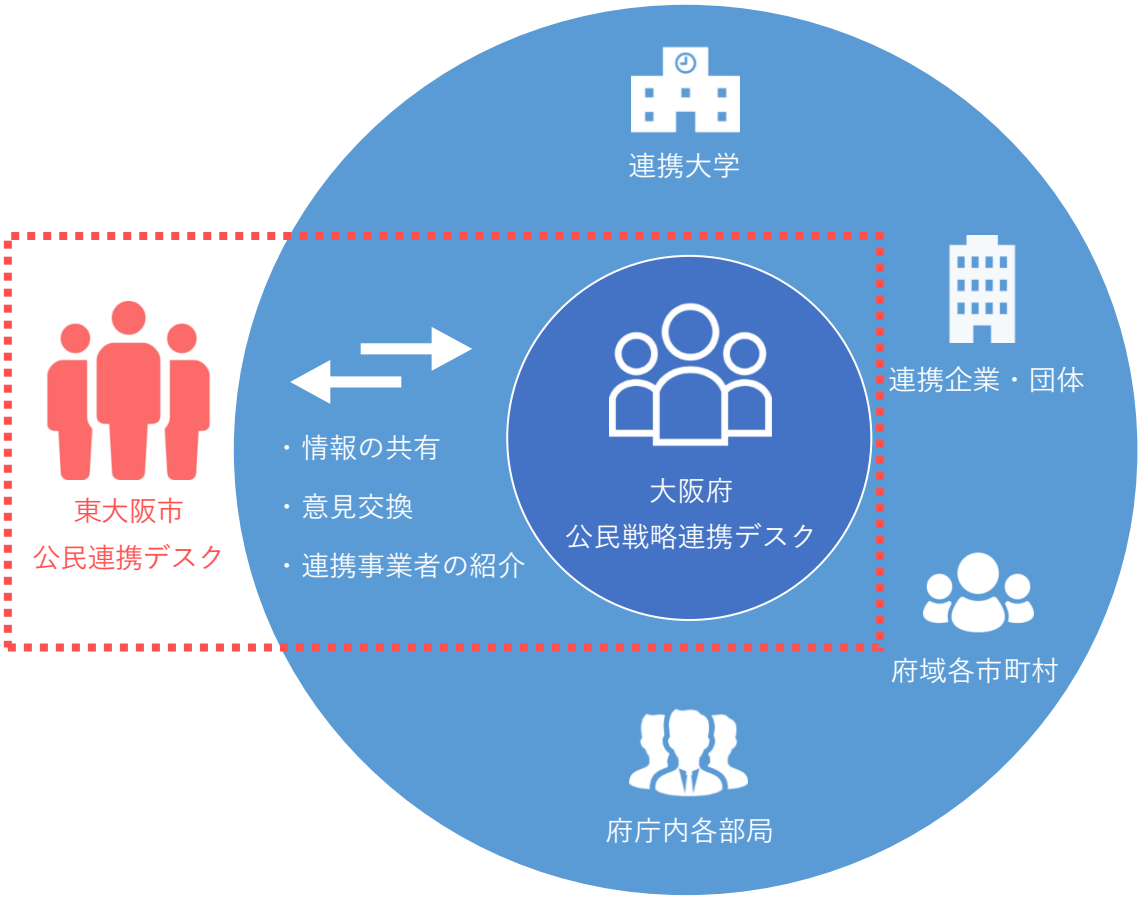

東大阪市公民連携デスクの問合せ先

東大阪市役所本庁舎５階（公民連携協働室内）
東大阪市荒本北一丁目１番１号
ＴＥＬ：０６－４３０９－３３１９
E-mail：kominrenkei@city.higashiosaka.lg.jp